

温泉法の一部を改正する法律案新旧対照表 目次

一 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）	1
二 伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十二号）	15

温泉法の一部を改正する法律案新旧対照条文

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）

（傍線の部分は改正部分）

>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 温泉の保護（第三条 第十四条）</p> <p>第三章 温泉の利用（第十五条 第三十一条）</p> <p>第四章 諮問及び聴聞（第三十二条・第三十三条）</p> <p>第五章 雑則（第三十四条 第三十七条）</p> <p>第六章 罰則（第三十八条 第四十三条）</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 温泉の保護（第三条 第十二条）</p> <p>第三章 温泉の利用（第十三条 第二十七条）</p> <p>第四章 諮問及び聴聞（第二十八条・第二十九条）</p> <p>第五章 雑則（第三十条 第三十三条）</p> <p>第六章 罰則（第三十四条 第三十九条）</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 申請者が第七条第一項第三号の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

3 前条第一項の許可には、温泉の保護その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(土地の掘削の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)(又は分割の場合(当該許可に係る掘削の事業の全部を承継させる場合に限る。))において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第一項(第三号から第五号までに係る部分に限る。)(及び第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

(土地の掘削の許可を受けた者の相続)

第七条 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る掘削の事業を承継すべき相続人を選定したときは、

その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る掘削の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第三条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

第八条（略）

（許可の取消し等）

第九条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一～三（略）

四 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合に

第六条（略）

（許可の取消し等）

第七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一～三（略）

2 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、第三

は、第三条第一項の許可を受けた者に対して、温泉の保護その他公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十条 (略)

(増掘又は動力の装置の許可)

第十一条 (略)

2 第四条、第五条、第九条及び前条の規定は前項の増掘又は動力の装置の許可について、第六条から第八条までの規定は同項の増掘又は動力の装置の許可を受けた者について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第二号、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘又は動力の装置」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘又は動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘若しくは動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

第十二条 (略)

(環境大臣への協議等)

条第一項の許可を受けた者に対して、公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第八条 (略)

(増掘又は動力の装置の許可)

第九条 (略)

2 第四条から前条までの規定は、前項の増掘又は動力の装置の許可について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第二号、第五条第二項、第六条第一項並びに第七条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘又は動力の装置」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘又は動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘若しくは動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

第十条 (略)

(環境大臣への協議等)

<p>第十三条 都道府県知事は、第三条第一項又は第十一条第一項の規定による処分をする場合において隣接都府県における温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ環境大臣に協議しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第十一条 都道府県知事は、第三条第一項又は第九条第一項の規定による処分をする場合において隣接都府県における温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ環境大臣に協議しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第十四条 (略)</p> <p>(温泉の利用の許可)</p>	<p>第十二条 (略)</p> <p>(温泉の利用の許可)</p>
<p>第十五条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第三十一条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十三条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第二十七条第一項第三号の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第四条第二項の規定は、第一項の許可をしないときについて準用する。</p>

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第十六条 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

(温泉の利用の許可を受けた者の相続)

第十七条 第十五条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)以下この条において同じ

。が当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十五条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第二項及び第十五条第二項（第三号に係る部分を除く。）の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

（温泉の成分等の揭示）

第十八条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を揭示しなければならない。

一 温泉の成分

二 禁忌症

三 入浴又は飲用上の注意

四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの

（温泉の成分等の揭示）

第十四条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を揭示しなければならない。

<p>2 (略)</p> <p>3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による掲示の内容を変更しなければならない。</p> <p>4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならぬ。</p> <p>5 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(温泉成分分析を行う者の登録)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第二十五条(第三号に係る部分を除く。)の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>三 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(温泉成分分析を行う者の登録)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第二十一条(第三号を除く。)の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>三 (略)</p> <p>5 (略)</p>

第二十条・第二十一条（略）

（登録の抹消）

第二十二條 都道府県知事は、前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十五条の規定により登録を取り消したときは、当該登録分析機関の登録を抹消しなければならない。

第二十三条・第二十四条（略）

（登録の取消し）

第二十五條 都道府県知事は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第十九条第一項及び第二項、第二十条、第二十一条第一項、前条、次条並びに第二十七条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。

二 第十九条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三 第十九条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けたとき。

（環境省令への委任）

第二十六條 第十九条から前条までに定めるもののほか、登録の手續

第十六條・第十七條（略）

（登録の抹消）

第十八條 都道府県知事は、前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十一条の規定により登録を取り消したときは、当該登録分析機関の登録を抹消しなければならない。

第十九條・第二十条（略）

（登録の取消し）

第二十一條 都道府県知事は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第十五条第一項及び第二項、第十六条、第十七条第一項、前条、次条並びに第二十三条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。

二 第十五条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三 第十五条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 不正の手段により第十五条第一項の登録を受けたとき。

（環境省令への委任）

第二十二條 第十五条から前条までに定めるもののほか、登録の手續

、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第二十七条～第三十条 (略)

(許可の取消し等)

第三十一条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 公衆衛生上必要があると認めるとき。

二 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十五条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第二十三条～第二十六条 (略)

(許可の取消し等)

第二十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

一 公衆衛生上必要があると認めるとき。

二 第十三条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第九条（第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（聴聞の特例）

第三十三条 都道府県知事は、第九条第二項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項又は第三十一条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九条（第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項又は第三十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第三十四条 （略）

（立入検査）

第三十五条 （略）

2 （略）

第二十八条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第七条（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項又は第十条第一項の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（聴聞の特例）

第二十九条 都道府県知事は、第七条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項又は第二十七条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第七条（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項又は第二十七条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第三十条 （略）

（立入検査）

第三十一条 （略）

2 （略）

<p>3 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>(政令で定める市の長による事務の処理)</p> <p>第三十六条 第三章、第三十三条第一項(第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る。)、第三十四条第一項(温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)(又は前条第一項(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。))の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」という。)(又は特別区の長が行うこととすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第三十七条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)(を定めることができる。</p> <p>第三十八条 第三条第一項又は第十一条第一項の規定に違反した者は</p>	<p>3 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>(政令で定める市の長による事務の処理)</p> <p>第三十二条 第三章、第二十九条第一項(第二十七条第二項の規定による処分に係る部分に限る。)、第三十条第一項(温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)(又は前条第一項(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。))の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」という。)(又は特別区の長が行うこととすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第三十三条 前条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)(を定めることができる。</p> <p>第三十四条 第三条第一項又は第九条第一項の規定に違反した者は、</p>
---	---

<p>、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第九条第二項若しくは第十条（これらの規定を第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項又は第三十一条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>二 第十五条第一項の規定に違反した者</p> <p>三 第十九条第一項の規定に違反して登録を受けないで温泉成分分析を行った者</p> <p>四 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けた者</p> <p>第四十条 第十八条第五項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八条第一項、第十八条第四項又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十八条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者</p>	<p>一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第七条第二項若しくは第八条（これらの規定を第九条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>二 第十三条第一項の規定に違反した者</p> <p>三 第十五条第一項の規定に違反して登録を受けないで温泉成分分析を行った者</p> <p>四 不正の手段により第十五条第一項の登録を受けた者</p> <p>第三十六条 第十四条第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六条第一項、第十四条第三項又は第十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十四条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者</p>
---	--

<p>三 第十八条第二項の規定に違反した者（前号の規定に該当する者を除く。）</p> <p>四 第十八条第三項の規定に違反して、温泉成分分析を受けず、又は揭示の内容を変更しなかつた者</p> <p>五 第二十七条の規定に違反した者</p> <p>六 第二十八条第一項又は第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>七 第二十八条第一項又は第三十五条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第二十一条第一項の届出を怠つた者</p> <p>二 第二十四条の規定に違反した者</p>	<p>三 第十四条第二項の規定に違反した者（前号の規定に該当する者を除く。）</p> <p>四 第二十三条の規定に違反した者</p> <p>五 第二十四条第一項又は第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>六 第二十四条第一項又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第十七条第一項の届出を怠つた者</p> <p>二 第二十条の規定に違反した者</p>
--	--

伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（観光温泉資源の保護）</p> <p>第三条 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、条例の定めるところにより、伊東市の区域内における鉱物の掘採、土石の採取その他の行為で観光温泉資源の保護に著しい影響を及ぼすおそれのあるもの（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三条第一項及び第十一条第一項に規定する土地の掘削及び増掘を除く。）を禁止し、若しくは制限し、又は当該禁止若しくは制限に違反した者に対し、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（観光温泉資源の保護）</p> <p>第三条 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、条例の定めるところにより、伊東市の区域内における鉱物の掘採、土石の採取その他の行為で観光温泉資源の保護に著しい影響を及ぼすおそれのあるもの（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三条第一項及び第九条第一項に規定する土地の掘削及び増掘を除く。）を禁止し、若しくは制限し、又は当該禁止若しくは制限に違反した者に対し、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>